明るいまちづくりをめざして

みんなで一緒に考えよう

部落差別のないまちをめざして

～インターネット上の人権侵害等から身を守るために～

82号

新宮市

新宮市教育委員会

新宮市人権尊重委員会

部落差別とは、どのような人権問題ですか

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。

〈法務省・文部科学省　編「令和6年版人権教育・啓発白書」より〉
https://www.moj.go.jp/content/001420890.pdf

「新宮市部落差別の解消の推進に関する条例」の施行

新宮市では、これまで、市民の皆さまとともに部落差別の解消に向けて取組を進め、一定の成果を上げてきました。しかしながら、現在もなお部落差別事件が続いており、また、情報化の進展に伴い、インターネット上における部落差別に関する書き込み等も発生している状況を踏まえ、「新宮市部落差別の解消の推進に関する条例」が令和７年７月１日より施行されています。

市の取組として、部落差別解消に向けた教育及び啓発活動や相談体制の充実を図り、インターネットを利用した部落差別についての書き込みに対しても、国、県、関係機関と連携し削除要請等を行っていきます。また、部落差別を行った者に対して行わないよう説示し、それに従わない場合には勧告を行います。部落差別を行った事業者が勧告をしても従わない場合は、その旨を公表することができます。国が行う調査に協力するとともに、必要に応じて部落差別に関する意識調査なども行います。

部落差別は形を変えて存在しています

結婚・就職時の身元調査や転居の際の問い合わせなど、部落差別は今も存在しています。2022年（令和４年）「新宮市人権問題に関する市民アンケート集計」結果からも、同和地区への忌避意識や差別意識が根強く残されていることがうかがえます。

情報化社会が進むなかで、インターネットに投稿された誹謗中傷や匿名の書き込み、場所が特定できるような画像や言葉は、被害者の精神的な健康を損なうだけでなく、社会全体にも深刻な影響を与える可能性があります。

誰もが匿名で簡単に発信することのできるインターネットを使い、被差別部落に対する差別発言、えせ同和行為、差別書き込み等、形を変えた差別事件が、今なお起こっているのが現状です。

部落差別のないまちをめざして

部落差別がなくならないのはなぜなのでしょうか？それは歴史的な背景や偏見、無知、社会構造の問題など様々な要因が重なり合って起きています。

インターネットやＳＮＳの普及により、私たちはいつでもどこでも情報共有し、意見を交わすことができる便利な時代になりました。しかし、その一方で、誹謗中傷や無意識のうちに他人を傷つけてしまう言葉も増えています。特に、誰かの意見に同調したり賛同したりする際は注意が必要です。たとえその意見が正論であったとしても、あるいは誤ったものであったとしても、多勢による同調は、知らず知らずのうちに鋭い刃となり、誰かを深く傷つけてしまうことがあるからです。私たち一人ひとりが、相手の気持ちを思いやる心を持ち、言葉の力を正しく使うことが大切です。誹謗中傷や無用な賛同を避け、互いに尊重し合うコミュニケーションを心がけましょう。差別を受けたら一人で悩まず、一緒に解決していきましょう。

「情報流通プラットフォーム対処法」の施行

「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称：情報流通プラットフォーム対処法）が令和７年４月に施行され、インターネット上の誹謗中傷等から身を守るための法律が整備されました。

情報流通プラットフォーム対処法は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（通称：旧プロバイダ責任制限法）が改正されたものです。インターネット上の違法・有害情報が社会問題となっていることを踏まえ、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の人権侵害等に対する削除依頼や相談等について、迅速且つ適切に対応ができるように法が整備されました。

サイト管理者等への削除依頼方法に関する相談や削除方法が分からない場合など下記のような相談窓口もあります。

◎違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対して適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連情報提供等を行う相談窓口です。（https://www.ihaho.jp/よりWebフォームからの相談のみ受付）

〈出典：総務省HP情報流通プラットフォーム対処法ガイドラインより〉
https://www.soumu.go.jp/main_content/000850215.pdf

人権問題でお悩みの方は下記まで御相談下さい。
担当者が対応させていただきます。
新宮市役所人権政策課　電話 0735-23-3333（代表）（内線 3102）

広げよう　やさしい心と思いやり

令和８年３月（2026年）